

ペットは適正に飼いまじり

近年、犬や猫などをペットとして飼う家庭が増え、日常的に見たり触れたりする機会が多くなりました。それに伴い、犬や猫に関する悩み事や相談などの問い合わせが多く寄せられています。犬や猫と共存できるよりよい社会をつくるためには、私たち一人ひとりが犬や猫の適正な飼い方と関わり方を知らなくてはなりません。



犬について

登録と狂犬病予防注射はしていますか？

狂犬病予防法では、犬を飼い始めた町で「犬の登録」の申請を行い、年に1回「狂犬病予防注射」を受けさせ、交付される鑑札（登録証）と注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられています。また、飼い犬が死亡したり、飼い主や所在地が変更になった場合も役場に届け出てください。

- 犬の新規登録手数料3,000円/匹
- 狂犬病予防注射済票交付手数料550円/匹

町では毎年狂犬病予防集合注射を実施しています。日時や場所などの詳細については広報えちぜん5月号に掲載いたします。

マナーを守って飼い犬の散歩をしましょう

飼い犬にリードを装着せずに散歩をすると、他の人にケガをさせたり、迷子や交通事故に遭う原因となります。飼い犬を制御するために必ずリードを装着してください。

また、道路や公園などにフンが放置されたままになっていることがあります。飼い犬がフンをしたらすぐに回収できるようにフロッピーやティッシュ、ビール袋などを携帯しましょう。あわせて、「オシッコ」を洗い流せるおしっこ水も携帯しておきましょう。



マナーを守れば
楽しく散歩
ができます

飼い犬が人をかんでしまったときは

万が一、飼い犬が人をかみケガをさせてしまったときは、飼い主は丹南健康福祉センターに届け出て、動物病院にて狂犬病の検診を行ってください。かまれた人は、患部を水で洗い流したり、止血するなど応急処置を行い、すぐに病院にて診察・治療を受けてください。



猫について

飼い猫は完全室内飼育をしましょう

猫は一度外に出てしまつと、どこで何をしているかわかりません。そのため、次のような問題が起きる可能性があります。

- 交通事故に遭つ。
- ケガをしたり病気に感染する。
- 他人の所有物や所有地を汚損したり、破損する。
- 悪臭被害や人的被害をもたらす。
- 不妊・去勢手術が施されていない猫同士が繁殖し、野良猫の数が増える。

人と猫の安全を守るために、「完全室内飼育」をしましょう。また、飼い猫の不妊・去勢手術を行うことも検討しましょう。

野良猫のエサやりには「責任」と「管理」が必要です

野良猫にエサを与えると、猫はその場所を覚え通つよつになります。さらに寄り付いた猫たちが繁殖を繰り返す間に数が増えていきます。増えすぎて管理されていない猫たちは、交通事故に遭ったり、近隣住民にも環境被害などの迷惑をかけてしまい、結果として「エサを与えただけ」では済まされない事態になります。エサを与えるのであれば、飼い主と同様の「責任」を持ち、しっかりと「管理」をしましょう。



犬猫共通

所有者明示はしていますか？

飼っている犬や猫が迷子になってしまった時を考えて、飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した迷子札、またはマイクログリップなどを装着しましょう。また、飼い犬には、狂犬病予防法で義務付けられている鑑札と注射済票を装着しましょう。

万が一、迷子になってしまったら、すぐに福井県動物管理指導センターおよび役場、警察に連絡してください。迷子になっている犬や猫を見つけた時も同様に連絡してください。

ケガをした犬や猫を見つけたときは

ケガやひどく衰弱している飼い主不明の犬や猫を見つけたときは、ご自身の負担で動物病院に連れていくか、福井県動物管理指導センターまたは役場に連絡してください。迷子札などで飼い主がわかる場合は、すぐに飼い主に連絡してください。

注意 野良猫を保護目的以外（駆除目的などで捕獲することは、絶対にしないでください。また、動物管理指導センター・役場では、負傷または衰弱していない野良猫や生まれたばかりで親猫の援助が必要な仔猫など保護の対象にならない場合は、原則引き取りできません。



福井県動物管理指導センター
所在地 福井市徳尾町18-1-1
連絡先 電話番号 0776-38-2212
受付時間 午前8時30分から午後5時15分
(土日・祝日を除く)



電話をするときは、できるだけ詳しい情報を伝えてください

日本カモシカの特徴

- 首が短い
- 短い角が後ろ向きに生えている
- 体の色が白～暗灰色
- ヤギっぽい



問合せ先 住民環境課 ☎34-87008

動物の死骸を見つけたときは

道路上や公園などで動物の死骸を見つけたときは、すぐに役場に連絡してください。役場から専門業者に回収の処理依頼を行います。ご連絡の際には、動物の種類、場所、通報者のお名前と連絡先をお伝えください。

注意 私有地内にある動物の死骸は役場で処理することができません。所有者または管理者に連絡をしてください。ただし、発見した死骸が「ホンカモシカ」と思われる場合は、国の天然記念物として検体を行う必要があるため、私有地であっても必ず役場に連絡してください。

また、役場ではペットが亡くなった時の火葬処理なども行っています。